

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

2025 年 2 月吉日

株式会社 千葉興業銀行

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は、「2026 年度末までに国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

この取り組みの一環として、当行では次の取り組みを実施しますのでお知らせいたします。

今後もサービスの拡充を図り、お客さまのご満足や利便性向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の発行受付終了 発行受付終了日：2026 年 3 月 31 日（火）

2026 年 3 月 31 日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了します。

- 発行終了日時点で保有されている手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。
（2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付は終了しております。）
- 当座勘定から現金のお引き出しが必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、A T Mをご利用ください。
- また、窓口でのお引き出しについては、今後専用の払戻請求書を制定する予定です。詳細は後日ホームページ等でご案内します。
- パーソナルチェックをご利用のお客さまで、窓口でのお引き出し時に今後制定予定の払戻請求書を使用される場合は、印鑑（実印）のお届けが必要となります。お手続き方法につきましては、お取引店へお問い合わせください。

2. 代替手段のご案内について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコストの削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。お客さまにおかれましても、電子的な決済手段への移行をご検討ください。

● 手形・小切手をお取引先への支払い等にご利用のお客さま

手形小切手の代替手段として、インターネットバンキング（コスモス WEB）による振込や電子記録債権（でんさいサービス）といった電子決済手段への移行をご検討ください。

インターネットバンキング <コスモスWEB>については[こちら](#)

電子記録債権<ちば興銀でんさいネットサービス>については[こちら](#)

● 小切手を現金のお引き出しにご利用のお客さま

対象となる当座預金から現金のお引き出しが必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、A T Mをご利用ください。（発行にはお申込みいただいてから 1 ～ 2 週間程度が必要となります。）また今後の予定として専用の払戻請求書を制定する予定です。詳細は後日ホームページでご案内します。お客さまやお取引先の円滑な決済のためにも代替手段へのお切り替えをお願いいたします。